

一般社団法人山口県歯科衛生士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は一般社団法人山口県歯科衛生士会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県山口市吉敷下東1丁目4番1号に置く。

第2章

(目的)

第3条 本会は、地域住民の生涯にわたる歯科保健歯科医療の充実と、保健・医療・福祉の連携のもと歯科保健活動を推進すると共に、歯科衛生士の資質の向上と倫理の高揚につとめ、もって県民の歯科衛生の普及向上と口腔機能の維持増進を図り健康づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士の生涯研修に関する事業
 - (2) 歯科衛生の普及、啓発及び広報活動に関する事業
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は山口県において行うものとする。

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第3条の規定による歯科衛生士の免許を受け本会の目的に賛同する者で、山口県内に居住又は就職する者であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって組織とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という)上の会員とする。

(会員の資格と取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を本会へ提出し理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため本会所定の入会金及び会費を本会へ支払う義務を負う。

- 2 入会金及び会費の額並びにその納入法は総会において定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 本会は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金・会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 支部

(支部)

第11条 本会は支部を山口県内に置く。

- 2 会員は、すべていずれかの支部に所属するものとする。
- 3 支部長は、その支部に所属する会員より1名を選出する。
- 4 支部の組織・運営その他については理事会で別に定める。

第5章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総会員の決議権の5分の1以上の決議権を有する会員は、会長に対し総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができる事とする時は、2週間前までに通知をしなければならない。

(議長・副議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、各1名ずつ、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面決議等)

第19条 書面によって議決権を行使することができる事とする時は、総会に出席しない会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項における場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとし、みなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び副議長並びに会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の配置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事から業務執行理事3名を置くことができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、理事会は業務執行理事より副会長2名、常務理事1名を選定する。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定款に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会の置いて定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 理事及び監事の費用弁償について必要な事項は、総会において別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代理理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(召集)

第30条 理事会は会長が召集する

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で決めた順位により、当該理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(設置等)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 資産及び会計

(余剰金分配の禁止)

第34条 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属証明書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 平木 睦 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記を事業年度の開始日とする。